



鳥取県公報

令和3年4月23日（金）
第9294号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託（2件）（230・231）（消防防災課）・・・・・・・・・・ 2
	手数料の徴収事務の委託（232）（医療政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県保健医療計画の変更（233）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（2件）（234・235）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（2件）（236・237）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（238）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4
	建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等（239）（県土総務課）・・・・・・・・ 5
	基本測量の終了（240）（〃）・・・・・・・・・・ 8
	公共測量の終了（241）（〃）・・・・・・・・・・ 9
	土地改良区の役員の就退任（6件）（242～247）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 14
	狩猟免許の更新に係る適性試験等の実施（〃）・・・・・・・・・・ 16
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 18

告 示

鳥取県告示第230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県危険物保安協会連合会

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県消防設備協会

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第232号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県歯科医師会

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

鳥取県告示第233号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき鳥取県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第30条の4第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、変更後の計画書を鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所県民福祉局、各総合事務所保健所、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東部地域振興事務所及び八頭県土整備事務所並びに鳥取市保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第234号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡琴浦町大字尾張字宮下モ335の1、字一ノ谷東平337の10
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第235号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町上中谷字屋敷160、字麦ヶ塔249、250
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第236号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町蔵内字山大谷925の2・字東笹尾958の19・958の20(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第237号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り1463の32（国有林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理事	秋吉正士	鳥取市青谷町河原813
〃	飯田伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	大口学	鳥取市青谷町奥崎47
〃	中原隆	鳥取市青谷町河原332-11
〃	中原睦夫	鳥取市気高町土居98
〃	長谷川二郎	鳥取市青谷町河原431
〃	長谷川具章	鳥取市青谷町河原272
監事	棚田景己	鳥取市青谷町青谷615
〃	長谷川寛	鳥取市青谷町河原831

令和3年3月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	秋吉正士	鳥取市青谷町河原813
〃	飯田伊知郎	鳥取市鹿野町中園183
〃	中原隆	鳥取市青谷町河原332-11
〃	中原睦夫	鳥取市気高町土居98
〃	長谷川具章	鳥取市青谷町河原272
〃	房安正勝	鳥取市青谷町河原377-7
〃	山本寿明	鳥取市青谷町青谷664
監事	長谷川寛	鳥取市青谷町河原831
〃	棚田景己	鳥取市青谷町青谷615

令和3年3月22日就任 任期3年

鳥取県告示第239号

令和3年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定調達工事資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、令和2年鳥取県告示第215号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格を有する者は、当該資格及びこの告示に基づいて認定された資格のいずれも有する者とみなす。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区別の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区別の欄に掲げる希望工種に応じた法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効かつ最新のものに限る。）を受けており、当該審査に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を入札参加資格の申請の日（以下「申請日」という。）までに受理していること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績（希望工種が建築一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）の場合にあつては、建築物の新築に伴う解体工事の実績を含む。）があること。
- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2の(1)のアの(ア)のeに定める労働保険料納付証明書に未納税額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつた者でないこと。

2 申請手続**(1) 提出書類**

ア 令和3年度鳥取県特定調達工事資格申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者

a 申請日までに受けた経営事項審査の結果通知書の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に特定調達工事資格申請書を提出する場合を除く。）

b 工事経歴書（様式第3号）（直前審査に係る審査基準日前1年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に限る。）

- c 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - (b) 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - d 建設業許可の通知書の写し
 - e 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）
 - (イ) 県外に本店を有する建設業者
 - a 経営事項審査の結果通知書の写し
 - b 営業所一覧（様式第4号）
 - c (ア)のbの書類
 - d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)のcの納税証明書
 - e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前3月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - (b) 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - f 建設業許可の証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）の写し
 - g 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
 - イ 様式第1号、様式第2号又は様式第4号の書類の記載事項に変更を生じた場合は、令和3年度鳥取県特定調達工事資格申請事項変更届（様式第5号）を(5)の提出先に提出すること。
 - (2) 提出書類の入手方法
提出書類の各様式については、随時、インターネットの鳥取県県土整備部県土総務課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/34546.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者は、直接(5)の提出先にて午前9時から午後5時までに入手すること。
 - (3) 提出時期
随時
 - (4) 提出方法
(5)の提出先に持参し、又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。
なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。
 - (5) 提出先
鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）
 - (6) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。
イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 更生会社又は再生会社の入札参加資格
- 令和2年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日

又は当該再生手続開始の日を審査基準日として特定調達工事資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に特定調達工事資格が付与されているときは、特定調達工事資格の再認定を申し出なければならない。

4 特定調達工事資格の審査結果の通知

特定調達工事資格の審査結果については、文書により通知する。

5 特定調達工事資格の有効期間

特定調達工事資格を付与された日から令和4年3月31日（特定調達工事資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、知事が当該事実を確認した日の前日）までとする。

別 表

発注工事種別									
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称
土木一式工事	(土)	一般	-	土木一般	鉄筋工事	(筋)	-	-	鉄筋工事
		アレストレスト・コンクリート 港湾	-	P C 港湾工事	ほ装工事	(ほ)	一般	-	ほ装一般 アスファルト
建築一式工事	(建)	一般	-	建築一般	しゅんせつ工事	(し)	-	-	しゅんせつ工事
		解体	-	建築解体	板金工事	(板)	-	-	板金工事
大工工事	(大)	-	-	大工工事	ガラス工事	(ガ)	-	-	ガラス工事
左官工事	(左)	-	-	左官工事	塗装工事	(塗)	一般	-	塗装一般
とび・土工・コンクリート工事	(と)	一般	-	とび等一般	防水工事	(防)	-	-	防水工事
		交通安全施設	-	交通安全施設	内装仕上工事	(内)	一般	-	内装一般
とび・土工・コンクリート工事	(と)	法面処理	一般	法面一般	機械器具設置工事	(機)	-	-	機械器具設置工事
			法面養生工	法面養生工	熱絶縁工事	(絶)	-	-	熱絶縁工事
			法面保護工	法面保護工	電気通信工事	(通)	-	-	電気通信工事
			落石防止網工	落石防止網工	造園工事	(園)	-	-	造園工事
石工事	(石)	-	-	アンカー工	アンカー工	(アン)	-	アンカー工	
屋根工事	(屋)	-	-	石工事	造園工事	(造)	-	造園工事	
電気工事	(電)	-	-	屋根工事	さく井工事	(井)	-	さく井工事	
管工事	(管)	-	-	電気工事	建具工事	(具)	-	建具工事	
鋼構造物工事	(鋼)	一般	-	管工事	水道施設工事	(水)	-	-	水道施設工事
鋼構造物工事	(鋼)	鋼橋	-	鋼構造物一般	消防施設工事	(消)	-	-	消防施設工事
			-	鋼橋	清掃施設工事	(清)	-	-	清掃施設工事

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）- 中区分- 小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
例 土木一式工事（アレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
①船舶を使用して実施する工事、②潜水工を使用し実施する工事、③船舶及び潜水工を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は、土木工作物や建築物を解体する工事であり、上記3及び4のいずれにも該当しない工事とする。

鳥取県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和3年3月31日

鳥取県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和3年3月31日

鳥取県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理事	鹿嶋 廣子	倉吉市耳609-1
〃	山本 悟	倉吉市鴨河内2563-1
〃	森 昭雄	倉吉市鴨河内2116
〃	野儀 進	倉吉市福山407-2
〃	山根 昭浩	倉吉市石塚208-1
〃	小谷 義則	倉吉市上古川312-1
〃	藤井 大輔	倉吉市蔵内78-1
〃	山下 賢一	倉吉市小鴨864-1
〃	高田 茂	倉吉市中河原355-1
〃	中野 政芳	倉吉市中河原393-2
〃	黒川 幸人	倉吉市北野490
〃	山本 和雄	倉吉市生田661
〃	岡本 義則	倉吉市丸山町535-1
〃	増本 俊和	倉吉市西倉吉町114-18
〃	池田 栄彦	倉吉市福守町532
監事	山本 正雄	倉吉市鴨河内451
〃	福井 久夫	倉吉市上古川223-2
〃	加島 豊年	倉吉市不入岡317-1
〃	坂本 福朗	倉吉市旭田町87

令和3年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	入澤 博昭	倉吉市耳606
〃	山本 悟	倉吉市鴨河内2563-1
〃	森 昭雄	倉吉市鴨河内2116
〃	野儀 進	倉吉市福山407-2

〃	山 根 昭 浩	倉吉市石塚208-1
〃	小 谷 義 則	倉吉市上古川312-1
〃	藤 井 大 輔	倉吉市蔵内78-1
〃	山 下 賢 一	倉吉市小鴨864-1
〃	高 田 茂	倉吉市中河原355-1
〃	中 野 政 芳	倉吉市中河原393-2
〃	増 井 秀 人	倉吉市北野484
〃	山 本 和 雄	倉吉市生田661
〃	岡 本 義 則	倉吉市丸山町535-1
〃	増 本 俊 和	倉吉市西倉吉町114-18
〃	村 田 聖 治	倉吉市福守町246
監 事	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	福 井 久 夫	倉吉市上古川223-2
〃	加 島 豊 年	倉吉市不入岡317-1
〃	西 村 聡	倉吉市鴨河内464-1

令和3年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231-1
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	村 上 雅 俊	倉吉市大原207-1
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136-1
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
監 事	門 脇 愛 恭	倉吉市上余戸462-1
〃	山 口 修 身	倉吉市大原238

令和3年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231-1
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	村 上 雅 俊	倉吉市大原207-1
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136-1
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
〃	山 根 幸 夫	倉吉市大原1104-1

監 事 小 椋 満 久 倉吉市大原232-2
" 山 脇 博 通 倉吉市大原135-3
令和3年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事 伊 藤 博 史 東伯郡湯梨浜町大字方地992
" 土 井 繫 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932
" 遠 藤 勝 人 東伯郡湯梨浜町大字松崎592-17
" 森 田 章 東伯郡湯梨浜町大字川上746-2
" 山 田 隆 雄 東伯郡湯梨浜町大字藤津546
" 宇佐美 一 夫 東伯郡湯梨浜町大字中興寺244-1
" 前 田 秀 穂 東伯郡湯梨浜町大字門田345
監 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44
" 森 田 隆 子 倉吉市上井町一丁目120
令和3年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 伊 藤 博 史 東伯郡湯梨浜町大字方地992
" 清 水 彰 人 東伯郡湯梨浜町大字川上163
" 福 井 公 明 東伯郡湯梨浜町大字白石632
" 森 田 章 東伯郡湯梨浜町大字川上746-2
" 音 田 和 彦 東伯郡湯梨浜町大字長江258
" 前 田 利 幸 東伯郡湯梨浜町大字門田274
監 事 前 田 秀 穂 東伯郡湯梨浜町大字門田345
" 森 田 隆 子 倉吉市上井町一丁目120
令和3年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事 池 田 誠 東伯郡北栄町江北607
" 石 井 通 人 東伯郡北栄町江北1799
" 岡 照 文 東伯郡北栄町江北1995
" 追 谷 悦 夫 東伯郡北栄町国坂664-1
" 山 本 泰 夫 東伯郡北栄町国坂182-1
" 青 亀 恵 一 東伯郡北栄町弓原359-7
" 石 寶 梅 市 東伯郡北栄町弓原695

// 坂 本 憲 昭 東伯郡北栄町下神618
 // 根 鈴 直 人 東伯郡北栄町松神734
 // 廣 芳 洋 一 東伯郡北栄町東園604-6
 // 中 村 輝 夫 東伯郡北栄町西園1187
 // 田 中 孝 利 東伯郡北栄町西園1054
 // 竹 歳 泰 洋 東伯郡北栄町由良宿1861
 // 荒 木 政 美 東伯郡北栄町妻波1212
 監 事 山 下 義 明 東伯郡北栄町江北2592
 // 稲 本 喜 久 東伯郡北栄町田井345
 // 金 山 英 文 東伯郡北栄町東園363
 令和3年3月29日退任

就任した役員の名及び住所

理 事 米 本 浩 明 東伯郡北栄町江北527
 // 石 井 通 人 東伯郡北栄町江北1799
 // 村 中 孝 志 東伯郡北栄町江北2729-8
 // 追 谷 悦 夫 東伯郡北栄町国坂664-1
 // 山 本 泰 夫 東伯郡北栄町国坂182-1
 // 磯 江 勇 二 東伯郡北栄町北尾460
 // 青 亀 恵 一 東伯郡北栄町弓原359-7
 // 坂 本 憲 昭 東伯郡北栄町下神618
 // 根 鈴 直 人 東伯郡北栄町松神734
 // 廣 芳 洋 一 東伯郡北栄町東園604-6
 // 浜 田 健太郎 東伯郡北栄町西園1210-2
 // 山 下 誠 一 東伯郡北栄町西園1052
 // 福 嶋 良 昭 東伯郡北栄町由良宿1211
 // 堀 本 巧 東伯郡北栄町妻波743
 監 事 柿 本 一 夫 東伯郡北栄町田井341
 // 金 山 英 文 東伯郡北栄町東園363
 // 田 中 昌 志 東伯郡北栄町亀谷949-19
 令和3年3月30日就任 任期4年

鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の名及び住所

理 事 山 本 公 孝 倉吉市小田131
 // 南 條 康 博 倉吉市井手畑129
 // 足 羽 徳 弘 倉吉市新田240
 // 浅 倉 博 一 倉吉市大塚244
 // 生 田 輝 政 東伯郡北栄町江北625
 // 岡 野 員 行 東伯郡北栄町江北1702
 // 前 田 英 満 東伯郡北栄町国坂449

〃 青 亀 一 登 東伯郡北栄町国坂236
〃 岸 田 一 成 東伯郡北栄町土下175
〃 田 熊 公 男 東伯郡北栄町米里305
〃 濱 本 哲 三 東伯郡北栄町弓原617
〃 脇 坂 正 則 東伯郡北栄町下神687
〃 石 賀 文 夫 東伯郡北栄町曲680
〃 石 田 正 幸 東伯郡北栄町西園1057
〃 山 崎 伸 二 東伯郡北栄町瀬戸66-1
〃 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502
〃 馬 壁 高 志 東伯郡北栄町原20-1
監 事 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
〃 樋 口 和 夫 東伯郡北栄町松神721
〃 永 田 恭 彦 東伯郡北栄町東園684-14
令和3年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 英 弘 倉吉市小田192
〃 南 條 康 博 倉吉市井手畑129
〃 足 羽 徳 弘 倉吉市新田240
〃 大 上 哲 人 倉吉市穴窪231
〃 生 田 輝 政 東伯郡北栄町江北625
〃 淀 瀬 卓 也 東伯郡北栄町江北1670
〃 野 嶋 桂 次 東伯郡北栄町国坂516
〃 青 亀 一 登 東伯郡北栄町国坂236
〃 岸 田 一 成 東伯郡北栄町土下175
〃 岩 垣 廣 忠 東伯郡北栄町北条島582
〃 森 本 貴 紀 東伯郡北栄町北尾96-2
〃 中 村 昭 康 東伯郡北栄町田井409
〃 脇 坂 正 則 東伯郡北栄町下神687
〃 永 田 恭 彦 東伯郡北栄町東園684-14
〃 濱 川 實 夫 東伯郡北栄町西園1208
〃 陶 山 康 博 東伯郡北栄町瀬戸406
〃 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502
監 事 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
〃 齋 尾 健 市 東伯郡北栄町松神809
〃 山 本 要 一 東伯郡北栄町原1125
〃 井 川 敦 雄 東伯郡北栄町由良宿1561
令和3年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理事	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	山 崎 信 昭	東伯郡北栄町大島1041-6
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	河 野 宏 二	東伯郡北栄町穂波271
〃	石 田 繁 幸	倉吉市別所489-1
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	石 田 博 章	東伯郡北栄町別所310
〃	安 田 知 章	東伯郡北栄町大島754
〃	松 中 龍 二	東伯郡北栄町瀬戸35-2
〃	西 原 浩 樹	倉吉市谷396
〃	伊 藤 孝 博	倉吉市津原710
〃	井 上 孝 博	倉吉市鋤271
〃	山 本 勝 也	東伯郡北栄町亀谷591-1
〃	名 和 修	倉吉市穴沢65
監事	美 田 克 彦	倉吉市津原669-1
〃	有 山 次 郎	東伯郡北栄町穂波289
〃	遠 藤 仁	東伯郡北栄町亀谷236-1

令和3年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	山 崎 英 之	東伯郡北栄町亀谷516
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	安 田 知 章	東伯郡北栄町大島754
〃	石 田 博 章	倉吉市別所310
〃	松 中 龍 二	東伯郡北栄町瀬戸35-2
〃	三 好 義 則	倉吉市別所495
〃	西 原 浩 樹	倉吉市谷396
〃	有 山 次 郎	東伯郡北栄町穂波289
〃	伊 藤 孝 博	倉吉市津原710
〃	井 上 孝 博	倉吉市鋤271
〃	名 和 修	倉吉市穴沢65
〃	山 本 勝 也	東伯郡北栄町亀谷591-1
監事	美 田 克 彦	倉吉市津原669-1
〃	宮 地 弘 法	東伯郡北栄町穂波297
〃	遠 藤 仁	東伯郡北栄町亀谷236-1
〃	前 田 誠 二	東伯郡北栄町六尾418

令和3年4月1日就任 任期4年

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の

規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和3年7月3日（土）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7会議室ほか
令和3年8月1日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館4階第1会議室ほか
令和3年8月29日（日）	〃	倉吉会場（1回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大会議室ほか
令和3年12月5日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申込みはやむを得ない場合に限る。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

令和3年5月10日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 令和3年6月18日（金）

(2) 鳥取会場 令和3年7月16日（金）

(3) 倉吉会場（1回目） 令和3年8月13日（金）

(4) 倉吉会場（2回目） 令和3年11月19日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
- イ その他の者 4,300円

(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
- イ その他の者 5,200円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月末で終了するため、令和3年10月以降鳥取県収入証紙を購入することはできない。令和3年9月末までに購入した鳥取県収入証紙を利用して申込する場合を除き、10月以降申し込む場合は県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付すること。この場合、納付済証を提出すること。また、納付書によりコンビニエンスストアで納付した場合は領収証書及び納付済証の両方を提出すること。

7 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により狩猟免許試験を中止又は延期する場合は、その旨公告する。

また、試験会場を変更する場合もその旨公告し、併せて鳥取県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>)に変更事項を掲載する。

(2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320 0859-31-9324

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	令和3年7月21日（水）	午前9時から 午後12時30分 まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室

鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和3年8月22日（日）	午前10時から 午後4時30分まで	鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館4階第1会議室及び第2会議室
倉吉市及び東伯郡	令和3年7月30日（金）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
米子市、境港市及び西伯郡	令和3年7月18日（日）	午前9時から 午後3時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
日野郡	令和3年8月18日（水）	午前9時から 午前11時30分まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室

なお、該当する会場により難しい者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和3年9月14日（火）	午後1時から 午後3時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

3 講習

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、別途郵送する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

なお、自宅での履修状況を確認するため、別途郵送する確認表を適性試験当日に提出すること。

4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申込みはやむを得ない場合に限る。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送により申請する者のみ。）

6 申込受付期間

令和3年5月17日（月）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

令和3年7月12日（月）

- (2) 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡 令和3年8月12日（木）
- (3) 倉吉市及び東伯郡 令和3年7月19日（月）
- (4) 米子市、境港市及び西伯郡 令和3年7月8日（木）
- (5) 日野郡 令和3年8月6日（金）

また、2の(2)の会場については、令和3年8月16日（月）から同年9月6日（月）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により適性試験及び講習の方法等を変更する場合は、鳥取県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>)に変更事項を掲載する。

- (2) 詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9325 0859-31-9628

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 蚊屋東地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）